

更生保護法人日本更生保護協会 専門家会議規則

(目 的)

第1条 この規則は、更生保護法人日本更生保護協会（以下「本会」という。）が更生保護事業推進のために設置する専門家会議の構成及び運営に関し必要な事項について規定し、その円滑かつ適切な運営に資することを目的とする。

(構 成)

第2条 専門家会議は、非営利の立場から更生保護事業をはじめとする民間公益活動(以下「民間公益活動等」という。)の現場で活動する者又は民間公益活動等につき知見を持つ専門家若しくは有識者としてこの法人の理事会で選任され、理事長の委嘱を受けた委員（以下「専門家委員」という。）から構成する。

- 2 専門家会議は、専門家委員5名程度とする。
- 3 専門家委員については、資金分配団体若しくは休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第19条第2項第3号イに掲げる民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）又はこれらの団体になり得る団体等の役員又はこれに準ずるものは選任しない。
- 4 専門家委員の委嘱の際には、その就任後、実行団体又はこれらの団体になり得る団体等の役員又はこれに準ずるものに就任する場合には、事前に理事長に書面で申告するものとし、その場合辞職等利益相反防止のため必要な措置を求めることがある旨委嘱の条件を明示するものとする。
- 5 専門家会議には、専門家委員のほか、常務理事、事務局長が出席する。

(任期及び報酬等)

- 第3条 専門家委員の任期は、原則として前条第1項の委嘱を受けたときから1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 専門家委員は無給とする。ただし、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 専門家委員の氏名は、原則として公開する。

(意見聴取事項)

第4条 専門家会議において理事長は、各専門家委員から更生保護事業の現状と課題、優先的に解決すべき社会課題、事業評価の在り方等について専門的な視点からの意見を聴取する。

(開催及び招集)

第5条 専門家会議は、原則として半期毎に開催するほか、理事長が必要と認めるときに開催する。

2 専門家会議は、理事長が招集する。

(参考人)

第6条 理事長は、適当と認める者に対して、参考人として専門家会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第7条 専門家会議の議事については、次に掲げる事項を記録した議事録を書面で作成する。

(1) 専門家会議の日時及び場所

(2) 専門家会議に出席した専門家委員及び理事の氏名

(3) 専門家会議の議事の経過の要領

(理事会への報告)

第8条 理事長は、専門家会議の議事の経過について、理事会に報告する。

(庶務)

第9条 専門家会議の庶務は事務局が行う。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規則は、令和元年8月30日から施行する。